

# 会社が見舞金等を支給する場合の取扱い

会社が支給する見舞金等については、次のような取扱いとなります。

法人が被保険者を役員・従業員全員とする医療保険契約を締結し、役員・従業員の入院に伴い入院給付金を受取り、法人が受け取った入院給付金を見舞金として、役員や従業員に支払うケースがあります。

(例) 医療保険

契約者……………会社

被保険者……………役員・従業員

給付金受取人……会社                      ⇨                      見舞金として役員・従業員に支給

法人が入院給付金を受け取った場合の経理処理は雑収入として計上します。

## <入院給付金受取時>

借方		貸方	
現金・預金	×××	雑収入	×××

法人が入院給付金を会社の見舞金規定により、従業員に見舞金を支給した場合の経理処理は社会通念上相当とされる金額の範囲内であれば福利厚生費として損金に算入することができます。

## <見舞金支給時>

借方		貸方	
福利厚生費	×××	現金・預金	×××

法人が保険金の受取人であり、法人が受け取った入院給付金を見舞金として、役員や従業員に支払う場合、「社会通念上相当とされる範囲」の金額を超えた部分の金額は非課税ではなく、「給与」となり課税の対象となります。

◎会社が受け取った入院給付金を見舞金として非課税で支給するためには、以下のような要件を満たしている必要があります。

- ・役員や従業員の地位や職務内容、性別等に関係なく全員に支給される慶弔見舞金規定が制定されており、それに基づいた支給であること。
- ・金額が社会通念上相当とされる額であること

見舞金規定がない場合や、特定の役員・従業員のみが対象の場合「給与」として課税されます。役員の場合は臨時的な給与として「損金不算入」となりますので、注意が必要です。